

海外派遣プログラム報告

東京大学法科大学院修了生 伊佐次 亮介

I 概要

①派遣先：Davis Polk & Wardwell LLP

②派遣期間：平成 26 年 7 月 7 日から同月 25 日まで

II 業務内容

(1) M&A 関連

①訴訟のリサーチ

アメリカでは M&A が行われる際に 95% の確率で訴訟が提起される。具体的には **Revlon Duty**（取締役は組織再編に際して、会社の価値を最大化するような値段で取引を行わなければならない義務）違反や、株主に対する情報開示が不十分な点の取締役の義務違反等の **duty of loyalty** 違反の主張が行われる。このような近時の訴訟実態は、アメリカではきわめて一般的であるが、日本の会社にとってはなじみの薄いものであり、今後日本企業がアメリカ本土において M&A を行っていくうえで大きな懸念事項となっているとのことであった。そこで M&A 部門のパートナーである Michel Davis 先生及びアソシエイトである Hiroshi Sugiyama 先生が、日本のクライアント向けのプレゼンテーションを行うための資料として、ある実際の訴訟のケーススタディをパワーポイントにまとめる事となった。

アメリカでは SEC により Edgar システムという資料開示のシステムが確立されており、組織再編に際し提出すべき資料や新たに開示された資料をオンラインで検索し、自由に閲覧することが可能である。そこで同システムを用い、案件で開示された資料の中から重要なものをピックアップしていき、順にそれらの開示内容をタイムラインごとにまとめた。

②日本企業によるアメリカ企業の買収案件のリサーチ

ある日本の保険会社がアメリカの保険会社を買収した案件について、買収のスキーム、買収による社内構造の変化、取締役の報酬の変化等をまとめあげるという作業を行った。Edgar システムで、買収が行われた際の開示資料を探し、それらに目を通したうえで、当該 M&A のストラクチャや取締役の報酬についてスライドを作成した。

(2) ファイナンス関連

現在アメリカでは Dodd Frank Act の一部である Volcker Rule の施行が一年後に迫っており、ファイナンスグループの業務は Volcker Rule に関するものが大半を占めているとのことであった。Volcker Rule は、サブプライムローンに端を発したリーマンショックの反省を踏まえ、銀行が証券、デリバティブ、商品先物、オプションの短期的な自己勘定取引を行うことが禁止するものである。しかし同ルールには例外が設けられており、規制が非常に

複雑なものになっていることから、銀行が行う活動が同ルールに抵触するか否かが判別しにくくなっている。そこで Davis Polk は、独自に Volker Portal というシステムを開発した。クライアントである銀行が、オンライン上で実行しようとしている取引内容の詳細を入力すると、その情報が Davis Polk に送信され、その内容が事務所全体で共有される。当該提出された取引が Volker Rule 上許された取引であるのか、それとも禁止事項にあたるのかという点を、短時間のうちにクライアントに回答することが出来る画期的なシステムである。同システムの開発は、主にファイナンスグループと外部のベンチャー企業によって行われたものであり、事務所全体として、同システムを今後の事務所のセールスポイントとしていきたいとのことであった。ファイナンスグループの Paul Means 先生のお誘いを受け、先生がクライアントである銀行に対し、同システムの営業を行う会議に何回か参加させていただくことが出来た。日本の法律事務所が、事務所として独自にシステムを開発するという話は聞いたことがなく、潜在的な需要を見越し、積極的に市場を開拓しようとチャレンジしているアメリカの法律事務所の姿勢には、とても感銘を受けた。

（３）クレジット関連

最後に日本オフィスでの勤務も長かった Daniel Newman 先生より、Living Will の案件の業務を頂いた。現在アメリカでは銀行の破綻による影響を最小化するために、あらかじめ大手銀行に対し Restricted Plan（破綻計画）の提出を求めている。その計画に記す内容を定めたものが Living Will である。日本の某大手銀行から提出された計画書を読み、外国銀行向けの Living Will に提出された計画の内容が沿っているか、という点をチェックする業務であった。具体的には提出資料と Living Will を比較し、足りない資料はないか、不十分な資料はないかを一つずつチェックしていった。当該案件は Newman 先生がまさに取り組んでおられる生の案件であったことから、先生とのやり取りを通じて、弁護士業務のスピード感や実際の案件の処理の仕方を体験することが出来た。

Ⅲ 研修を通じた感想

（１）英語について

私は帰国子女ではなく、海外で生活したこともなかったため、英語に非常に不安を抱えていた。実際に業務を体験した感想として、読み書きに関してはある程度対応することが可能であったと感じた。また、法律用語については、一度意味をまとめてしまえば同じ用語が繰り返し登場するため、慣れの部分が大きいと感じた。しかし speaking に関しては、圧倒的な disadvantage を感じる場面が多かった。各先生からの説明を理解することができたとしても、自分の質問の意図がうまく伝わらなかったり、自分の意見を伝えることに困難を抱える場面は少なくなかった。高度な法律の議論になると、話の内容も非常に抽象的になり、専門用語を多く使用しなければならず、本当に伝えなければならないことを即座に、かつ正確に伝えることはほとんどできなかった。

（２）Davis Polk について

Davis Polk は総勢 800 人を超えるアメリカでも有数のビッグファームであり、所属されている先生も各国のトップ大学を卒業された優秀な方ばかりの精鋭集団であった。ロースクールからのサマーアソシエイトも 120 名もの人数が参加しており、そのほとんどすべての学生がロースクール卒業後、アソシエイトとして採用されるとのことであった。その採用規模の大きさにはとても驚いたが、同時に 800 名の規模の事務所が毎年 120 名の新人を採用するという事は、それだけたくさんの人間が毎年事務所を離れていくのだ、ということをおある先生から教えられた。実際、毎週のようにイントラネットには事務所に入所する者と、事務所を去る者の情報がアップデートされており、人の出入りの激しさが見て取れた。日本よりも競争が厳しいと言われるアメリカのローファームの実態を表す一端として、この点がとても印象に残っている。

そのようなシビアな環境の一方で、事務所で働かれている先生は、人間的に素晴らしい方が多かった。日本からやってきた学生に過ぎない私にも、とても親切に接して下さり、研修期間を実りあるものになるよう尽力してくださった。多くの先生方が本当に勤勉であり、朝早く働き始め、日中は業務にひたすら仕事をこなし、夜は自宅に戻り家族と時間を共にしつつ、自宅から業務を行うという働き方をされていた。日本のように、ひたすら深夜まで働き疲弊するというような姿がほとんど見られなかったことは印象深かった。

Davis Polk ではサマーアソシエイト生向けのイベントがとても充実しており、毎週何らかのイベントが開催されていた。私はミュージカル鑑賞やヤンキースタジアム観戦ツアーに参加させていただいた。（何と費用は事務所がすべて負担してくれているのである。）

ニューヨークのエンターテインメントを直に体験することが出来たと同時に、他のロースクール生との交流を持つことが出来、とても新鮮な経験であった。

最後に、本研修の実現に多大なご尽力を賜った、神田先生、藤田先生、岩村先生、小疇様、Davis Polk の先生方に感謝の意を表し、報告のまとめと代えさせていただきたい。